るために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（独立行政法人等を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　受託情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i)　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　略

(2)　略

［ハ～ホ　略］

［三　略］

第四十二条　法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第一項調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　第一項調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i)　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　略

(2)　略

［ハ～ホ　略］

［三　略］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　同上

(2)　同上

［ハ～ホ　同上］

［三　同上］

第四十二条　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　略

(2)　略

［ハ～ホ　略］

［三　略］

2　法第四十二条第一項第二号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第二項匿名データ」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　第二項匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i)　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　略

(2)　略

［ハ・ニ　略］

［三　略］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　同上

(2)　同上

［ハ～ホ　同上］

［三　同上］

2

［三　同上］

［ハ・ニ　同上］